

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学援助(医療費)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市教育委員会は、就学援助(医療費)に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

四條畷市教育委員会

公表日

令和4年10月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学援助(医療費)に関する事務
②事務の概要	<p>四條畷市教育委員会は、四條畷市が設置する小中学校の児童又は生徒が、学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号。以下「施行令」という。)第8条に規定される疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で法第24条第1号に規定する要保護者又は施行令第9条第1項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対して、医療券を発行し、医療費の援助を行っている。</p> <p>法、施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①就学援助申請者世帯の対象児童及び生徒についての就学援助認定に関するファイル作成事務を行う。</p> <p>②上記①の対象児童生徒及び同一生計者の所得の確認事務を行う。</p> <p>③要保護者又は要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者の判定に係る事務を行う。</p> <p>④上記③において、認定となった保護者が、受診前に教育委員会学校教育課にて医療券の発行申請。当該申請を受け、医療券発行事務を行う。</p> <p>⑤医療券の発行を受けた保護者が、医療券を健康保険証、子ども医療証等とともに医療機関へ提出。施行令第8条に掲げる疾病で診察および治療を受けた場合、保護者は治療費の支払を行わず、その場合、医療機関が保護者から提出のあった医療券によって教育委員会学校教育課に、治療費の請求を行う。医療機関からの医療点数等の記入を受けた医療券の提出を受け、医療機関への医療費支払事務を行う。</p>
③システムの名称	就学援助システム、住基システム、税務情報システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
就学援助ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第27の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第23条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の38の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。) 第24条 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号 別表第2の第26項及び87項 別表第2省令 第19条及び第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	四條畷市教育委員会 教育部 学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

四條畷市役所 総務部 総務課
〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号
電話:072-877-2121(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

四條畷市役所 教育委員会 教育部 学校教育課
〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号
電話:072-877-2121(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

